第10章　　広域応援計画

第１節　概要（Ｐ10-2）
第２節　事前対策計画（Ｐ10-3）
第３節　応急対策計画（Ｐ10-5）
第４節　復旧・復興支援計画（Ｐ10-9）

第１節　概要

７つの都県と県境を接する埼玉県は関東の中央に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。５つの高速道路と主要国道が縦横に設けられ、東北や上信越から首都圏への玄関口でもある。

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。

首都圏広域災害が発生した場合には、本市も同時被災することから、まず迅速に市内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、県と協力し、被災都県の救援、復旧・復興に取り組む。

■想定災害と対象地域

第１項　想定災害

今後30年以内の発生確率が70％と言われる南関東地域の大地震のうち、「東京湾北部地震」は地震発生の蓋然性が高く被害規模も大きいとされている。

本編は、首都圏が同時被災する首都直下地震として、東京湾北部地震を想定災害とする。

第２項　対象地域

首都直下地震で甚大な被害が見込まれる東京都、神奈川県、千葉県を想定する。

表10-１　【参考：被害想定】出典：各都県の被害想定

	死者数	最大震度	避難者数
埼玉県	585	６強	54,180
東京都	9,641		3,385,489
神奈川県	440		1,040,800
千葉県	1,394		1,455,977

	負傷者数	（うち重傷者）
埼玉県	7,215	812
東京都	147,611	21,893
神奈川県	22,950	3,630
千葉県	48,004	3,008

	全壊棟数		
	揺れによるもの	液状化によるもの	合計
埼玉県	8,127	5,253	13,380
東京都	110,372	13,356	123,728
神奈川県	31,320	1,200	32,520
千葉県	41,330	2,085	43,415

第２節　事前対策計画

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第１項　広域支援拠点の確保		市・消防本部・警察署・自衛隊	危機管理課
第２項 広域応援要員派遣体制の整備	１　職種混成の広域応援要員チームの編成	市	危機管理課 人事課
第３項　広域避難受入体制の整備		市	危機管理課、都市計画課、企業立地・定住推進課
第４項　市内被害の極小化による活動余力づくり	１　住民への普及啓発	市	危機管理課
	２　自主防災組織の育成	市・自主防災組織	危機管理課
	３　防災基盤整備・防災都市づくり等の促進	市・ライフライン事業者	都市計画課、企業立地・定住推進課、道路建設課、区画整理課
	４　企業等による事業継続の取組の促進	市	危機管理課 産業振興課

■計画の内容

第１項　広域支援拠点の確保

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 警察署 自衛隊	・市は、県や他自治体や関係機関（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織を設置し、物資・人員の応援の受け皿となる拠点を確保するため、拠点候補地を事前に選定・確保する。 ・市は、県と拠点候補地の情報を共有する。

第２項　広域応援要員派遣体制の整備

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を整える。

１　職種混成の広域応援要員チームの編成

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 人事課	・市は、県とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを事前に編成し、広域応援時に迅速に派遣する体制を整える。 ・市は、市業務を熟知する職員を応援要員として編成するよう検討する。

第３項　広域避難受入体制の整備

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 都市計画課 企業立地・定住推進課	・首都圏広域災害発生時には、多くの人々が本市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、避難所の選定、確保に努める。 ・市は県とともに、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

第４項　市内被害の極小化による活動余力づくり

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

１　住民への普及啓発

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害への備えを強化する。 ・家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。 ・ＤＩＧ、ＨＵＧを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

２　自主防災組織の育成

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 自主防災組織	・自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

３　防災基盤整備・防災都市づくり等の促進

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地・定住推進課 道路建設課 区画整理課 ライフライン事業者	・市街地開発事業により防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。 ・民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。 ・古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進める。工事実施に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（路線橋）、高速道路を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先して実施する。 ・市は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、施設を適正に管理し、安全性の確保に努める。

４　企業等による事業継続の取組の促進

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 産業振興課	・企業等による災害時の事業継続の取組を促進する。コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

第３節　応急対策計画

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第１項　広域応援調整		市	危機管理課 人事課
第２項 広域応援要員の派遣	１　応援要員の派遣調整	市	危機管理課 人事課
第３項 広域避難の支援	１　被災都道府県からの応援要請に伴い県との受入協議	市	危機管理課
	２　避難者受入方針の決定通知	市	危機管理課
	３　避難所開設の公示及び避難者の収容	市	危機管理課
	４　避難所の管理運営	市	危機管理課
	５　要配慮者への配慮	市	危機管理課、福祉政策課、健康長寿課、障害者福祉課、介護保険課、保健センター
	６　自主避難者への支援	市	危機管理課
第４項　がれき処理支援		市・埼玉県西部環境保全組合	生活環境課
第５項　環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援		市・埼玉県西部環境保全組合・坂戸地区衛生組合	生活環境課

■計画の内容

第１項　広域応援調整

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 人事課	・本市の被災が軽微又は被災していない場合は、県後方応援本部（仮称）が実施する応援活動に協力する。

第２項　広域応援要員の派遣

市は、県とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策を実施する。

１　応援要員の派遣調整

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 人事課	・市は、被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、県と調整して応援要員を派遣する。

表10-２　（参考）災害対応時期ごとに必要とされる業務

時　　期	必要とされる応援要員の業務例
応急対応 （短期派遣）	○避難者対策 ・避難所運営、物資搬出入、ボランティア受入支援、り災証明・住民相談、家屋被害調査 ○保健・医療・健康・福祉 ・救護所における診察・治療、死体検案支援、防疫・消毒 ・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、心のケア支援 ○建物二次災害防止対策 ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 ○環境 ・災害廃棄物処理支援 ○応急住宅対策 ・応急仮設住宅建設支援 ○教育・文化財 ・児童生徒のこころのケア、文化財保護 ○環境・衛生 ・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬 ○ライフライン復旧 ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○被災市町村行政業務支援
復旧・復興 （中長期派遣）	○公共土木・農林水産施設 ・公共土木施設（道路・河川）や農林水産施設（農地・農業用施設）の災害査定、復旧工事 ○まちづくり・都市再生 ・建築の復旧工事、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりに係る用地取得業務 ○環境 ・震災廃棄物処理 ○保健・医療・福祉 ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○教育・文化財 ・教育活動支援 ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査

第３項　広域避難の支援

市は、首都圏広域災害発生時に、県から協力を求められた場合、広域一時滞在のための避難所を提供する。

自主防災組織や災害ボランティアは、市が被災した他市町村避難者（広域一時滞在者）を受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

１　被災都道府県からの応援要請に伴い県との受入協議

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・大規模災害の発生に伴い、他の都道府県知事から避難者受入れの要請が県にあった場合、市が設置する避難所での避難者の受入れを県と協議する。

２　避難者受入方針の決定通知

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・市は県より、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入方針の通知を受ける。

３　避難所開設の公示及び避難者の収容

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・市長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

４　避難所の管理運営

対策内容は、「第３章　第９節　第４項　指定避難所の開設・運営」を準用する。

（Ｐ3-51）

５　要配慮者への配慮

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 福祉政策課 健康長寿課 障害者福祉課 介護保険課 保健センター	・透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。 ・市は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

６　自主避難者への支援

担当・実施主体	対策内容
危機管理課	・市は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

第４項　がれき処理支援

担当・実施主体	対策内容
生活環境課 埼玉県西部環境保全組合	・膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

第５項　環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

担当・実施主体	対策内容
生活環境課 埼玉県西部環境保全組合 坂戸地区衛生組合	・被災都県で発生するし尿及びごみの処理を支援する。

第４節　復旧・復興支援計画

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第１項 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）		市	危機管理課、人事課
第２項　遺体の埋・火葬支援		市・広域静苑組合	危機管理課
第３項　仮設工場・作業場の斡旋		市	危機管理課、産業振興課
第４項　生活支援		市	危機管理課、全課
第５項　首都機能の維持		市	危機管理課、全課

■計画の内容

第１項　広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 人事課	・首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

表10-３　（参考）復旧・復興に被災地で発生する主な業務

応急後期～ 復旧期	・帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援 ・避難所の生活環境改善 ・被災者の要望調査 ・被災者の生活相談 ・「こころのケア」のためのカウンセリング ・被災者の域外避難 ・防疫体制の確立 ・火葬体制の確立 ・被害認定調査、り災証明書の発行 ・被災住宅の応急修理の実施 ・仮設住宅（民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む）の供給 ・税金の徴収猶予・減免措置 ・被災者生活再建支援金の給付 ・被災企業等への金融相談、事業再建相談 ・義援金の募集、配分 ・一般生活ごみ、粗大ごみの収集 ・がれき類の収集・処理
復興期	・震災（災害）復興本部の設置、復興方針の策定 ・（市町村）復興計画策定 ・震災復興事業の実施 ・仮設住宅入居者の健康管理

	・遠方避難者への支援窓口 ・市街地復興事業（建築制限等の指定） ・被災者の職業斡旋 ・被災者個人への融資 ・中小企業、農林漁業従事者への融資

第２項　遺体の埋・火葬支援

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 広域静苑組合	・市は、県から要請があった場合、他都県からの火葬依頼へ対応する。

第３項　仮設工場・作業場の斡旋

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 産業振興課	・事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場の情報を提供し、県が行う斡旋に対して協力する。

第４項　生活支援

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 全課	・市は、県が行う長期避難者への生活支援の実施に協力する。

第５項　首都機能の維持

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 全課	・市は、政府の災害対応及び業務継続を支援する。